

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
10月号

## 1, 10月1日から7日は『令和5年度 全国労働衛生週間』です。

〈スローガン〉 目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組むとともに、労使協力のもと、以下の事項についての実施をお願いします。

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

詳しくは、中央労働災害防止協会の特設サイトをご確認ください。

【特設サイト】<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

全国労働衛生週間



## 2, 岩手県最低賃金が改正されます！時間額『893円』(令和5年10月4日発効)

～～確認しよう最低賃金！使用者も、労働者も、お互いに～～

すべての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む)に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

賃金締切日に関らず、10月4日分から、時間額893円以上の賃金とする必要があり、日給、月給の場合には、1時間当たりの賃金に換算して確認する必要があります。

時間額への換算方法など、ご不明な点は、岩手労働局労働基準部賃金室または当署までお問い合わせください。

岩手労働局  
最低賃金

※ 最低賃金には、岩手県内すべての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」がありますが、今回の改正により、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」877円及び、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」886円等一部の特定(産業別)最低賃金は、改正された岩手県最低賃金を下回ることとなり、より高い岩手県最低賃金の893円が適用されます。なお、「特定(産業別)最低賃金」が改正された場合にはより高い最低賃金額が適用されますので、ご注意ください。

また、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する『業務改善助成金』が拡充されているほか、『働き方改革推進支援助成金』

などの各種助成金を準備しておりますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、岩手労働局HPの雇用環境・均等室のページからご確認ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/koyoukintou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukintou.html)

業務改善助成金



働き方改革支援助成金



## 3, 「過重労働解消のためのセミナー」(参加無料！)のご案内について

【オンラインセミナー】全52回 開催期間；令和5年10月3日～令和6年1月18日

9月号でもお知らせしておりますが、標記セミナーが開催されています。

長時間労働や仕事のストレスなど過重労働となる要因を取り除き、働く人の健康を確保することは、人を雇用する事業主や会社の義務であり、過重労働は、社員自身の健康や生活に大きな影響を与えるばかりではなく、企業にとっても生産性や人材確保、社会的信用といった様々な面でダメージやリスクとなり得る問題です。

この問題を解決するには、個々の企業において、自社の実情に応じ、経営者と従業員双方で自主的に取り組んでいくことが何よりも大切です。

過重労働解消セミナー



転倒災害を防止しよう！



このセミナーは、パソコンから気軽に参加することができますので、是非ご参加ください。  
また、特別企画として、業務効率化のための実践的な手法を解説する業務効率化セミナーもオンライン開催（11月8日。なお、会場開催も2回あります。）されますので、こちらのセミナーも是非ご参加ください。

【特設サイト】<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

受託者：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連)

## 4, 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます！(参加無料！)

～～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～～

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの尊い命や心身の健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日 時；11月13日(月) 13:30～16:00

場 所；いわて県民情報交流センター アイーナ 会議室803

問 合 先；(株)プロセスユニーク 電話；0120-562-552

専用HP；<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>



## 5, 10月は『年次有給休暇取得促進期間』です。

年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされています。しかし、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。

【特設サイト】<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



## 6, 令和5年8月末現在における労働災害発生状況について

**休業4日以上の死傷災害 133件 (前年同期と比較して+22件、+19.8%増加)  
うち、死亡 0件 (前年同期と比較して -2件減少)**

令和5年8月末現在の死傷災害は133件で、**前年同期の111件から22件19.8%の増加**となっています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは19件(全体の14.2%)で、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと114件となるものの、**前年同期の85件からは29件34.1%と大幅に増加**しています。

なお、死亡災害は発生しておりません。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業25件(前年同期比-2件-7.4%)、②建設業20件(同+8件+66.7%)、③接客娯楽業13件(同+11件+550.0%)、④商業12件(+4件+50.0%)及び保健衛生業12件(同+4件+50.0%)⑥運輸交通業9件(同-5件-35.7%)となっており、製造業と運輸交通業を除いては大幅な増加傾向となっています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く)では、①「転倒」38件(構成比33.3%。前年同期比+11件+40.7%)、②「墜落・転落」19件(同16.7%。+8件+72.7%)、③「激突され」11件(同9.6%。+5件+83.3%)、④「飛来・落下」9件(同7.9%。+5件+125.0%)及び「はざまれ・巻き込まれ」9件(同7.9%。-5件-35.7%)となっており、「はざまれ・巻き込まれ」を除いて前年より大きく増加しています。

当署では、令和5年における労働災害を、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いた151件より10%以上減少させた**135件以下**とするべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めておりますが、現在の状況からすると、**目標達成は困難な状況**となりつつあります。

各事業場の皆様におかれましては、本年はこれ以上労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますよう、改めてお願い申し上げます。



ご安全に!!



**労働災害を防止しよう！**

